

Mañjuśrīmūlakalpa 第9章の成立について

大塚 恵 俊

大正大学大学院研究論集 第三十五号

1, はじめに

本稿は、拙稿 [2010b] において紙数の都合上、十分に言及できなかった Mañjuśrīmūlakalpa (『文殊師利根本儀軌経』以下 MMK と省略) 第9章の成立に関する考察を補足するものである。MMK 第9章を個別に扱う場合、その類本は、全55章からなる梵文テキスト Gaṇ・Vai¹⁾、同テキスト37章分に対応する蔵訳 Tib、同テキスト28章分に対応する天息災訳 Ch (a) のそれぞれに対応する第9章、さらに松長 [1966] において漢訳類本と指摘されている宝思惟訳 Ch (b)・義浄訳 Ch (c) の計5本があげられる。拙稿 [2010b] において、これら5本を対照させて一連の MMK 第9章類本の再検討を行ったところ、梵本・蔵訳・天息災訳 Ch (a) には対応関係が確認できたものの、Ch (b)・Ch (c) のいずれもが、MMK 第9章前半部分の「治病法説示分」のみに対応し、後半部分の「成就法説示分」に対応する箇所を確認できないことを報告した²⁾。しかし、MMK 第9章「治病法説示分」と Ch (b)・Ch (c) との詳細な比較を提示することはできなかった

め、本稿では、まずこれらの原文を引用することで具体的な異同を示し、それより見えてくる第9章の成立およびその背景について改めて言及したい。

2, MMK 第9章「治病法説示分」と義浄訳 Ch (c) の比較

拙稿 [2010b] で指摘したように、MMK 第9章「治病法説示分」・Ch (b)・Ch (c) の三本を詳細に比較すると、「治病法説示分」と Ch (c) はよく一致するものの、Ch (b) には「治病法説示分」に明らかに存在しない内容が散在している。本節では、まず「治病法説示分」とよく一致している Ch (c) を取り上げることで両者の類似性を確認し、次節において、「治病法説示分」・Ch (c) と異なる特徴を有する Ch (b) を取り上げて、三本の間に見られる異同を明確にしたい。

そこで以下では、「治病法説示分」の中心であり、アーユル・ヴェーダの影響を受けた治病法³⁾ を説く箇所注目し、それらを内容ごとに区分して表1のように整理した。

まず概観して言えることは、この二本がよく一致し

<表1>⁴⁾

1	dantakāṣṭham abhimantraya bhakṣayed dantaśūlam apanayati / 若呪齒木用揩齒時。齒疼即差。
2	śvetakaravīradantakāṣṭham abhimantraya bhakṣayed aprārthitam annam utpadyate / * 欠
3	akṣiśūle saindhavaṃ cūrṇayitvā saptavārān abhimantraya akṣi pūrayed akṣiśūlam apanayati / 若患眼時。取先陀婆鹽研之爲末。呪七遍已少置眼中。其痛便止。
4	karṇaśūle gajaviṣṭhotthitāṃ gajanisambhavāṃ chatrikāṃ kedhukapatrāvanaddhāṃ mṛdvagninā pacet / sukelāyitāṃ sukhōṣṇaṃ saindhavacūrṇapūtāṃ kṛtvā saptābhimantritena karṇāṃ pūrayet, tatkaṣṇād upaśamayati / 若患耳者。取象馬糞聚上地菌。并苳藤油先陀婆鹽。各取少許呪之七遍。一處研使碎絞取汁煖之。滯耳孔中其痛便止。
5	prasavanakāle striyā vā mūḍhagarbhāyāḥ śūlabhibhūtāyā āṭaruśakamūlaṃ niṣprāṇakenodakena peṣayitvā nābhideśaṃ lepayet / sukheṇaiva prasavati / 若有女人。將產之時。被胎所惱腹中結痛不能疾出。取阿叱留灑根或牛膝根。取無蟲水磨擣令碎。呪之七遍塗在臍下。即能易出。

6	<p>naṣṭaśalyo vā puruṣaḥ purāṇaghṛtaṃ aṣṭaśatavārān abhimantraya pāyayel lepayed vā tatpradeśaṃ tatksaṇād eva niḥśalyo bhavati /</p> <p>若人被射。箭鏃入身不能出者。可取陳酥呪一百八遍。令彼飲之其鏃便出。</p>
7	<p>aḥṛṇaviṣūcikāyātisāre mūleṣu sauvarcalaṃ saindhavaṃ vā anyam vā lavaṇam saptavārān abhimantraya bhakṣayet tasmād vyādher mucyate tadaha eva svastho bhavati /</p> <p>若患宿食不消。腹中結痛上變下瀉癰亂畏死者。可取烏鹽或先陀婆鹽或諸雜鹽類。呪之七遍。研碎煖水令服便差。</p>
8	<p>ubhayātisāre sadyātisāre vā mātuluṅgaphalaṃ peṣayitvā niṣprāṇakenodakena tasmād ābādhān mucyate /</p> <p>或復苦痢不能斷者。取橘柚根及楮櫨根。磨搗呪之七遍。和水服之即差</p>
9	<p>sakṛj japtena tu japtena vā vandhyāyāḥ striyā vā aprasavadharminyāḥ prasavam ākāṅkṣatā aśvagandhamūlaṃ gavyaghṛtena saha pācayitvā gavykkṣīreṇa saha pīṣayitvā gavyakṣīreṇaivovālyā pañcaviṃśatparijaptam ṛtukāle pāyayet / snānānte ca paradāvarajī grhī kāmamithyācāravarajitaḥ svadāram abhigacchet / svapatim vā janayate sutam /</p> <p>若是石女無產生法。欲求男女者。應取阿說健陀根。以酥熟煎搗之令碎。和黃牛乳呪二十五遍。待彼女人身淨之時令飲其藥。妻莫犯他男。夫莫犯他女。未久之間即便有娠。</p>
10	<p>tripañcavarṣaprasavanakālātirekaṃ vā anekavarṣaviṣṭabdho vā paramantrantrausadhaparamudritaparaduṣṭakṛtaṃ vā garbhadhāraṇavivṛtaṃ vā vyādhisamutthitaṃ vā anyam vā yat kiṃcid vyādhiṃ paravidhṛtasthāvarajaṅgamakṛtrimākrītrimagarādipradattaṃ⁵⁾ vā sarvamūlamantrausadhimitrāmitraprayogakṛtaṃ vā saptaviṃśativārān purāṇaghṛtamayūracandrakaṃ caikīkṛtya peṣayet / tataḥ supīṣtam kṛtvā śarkareṇa saha yojya harītakīmātram bhakṣayet / saptadivasāni ca śarkaropetaṃ śṛtam kṣīram pāyayed abhimantraya punaḥ punaḥ /</p> <p>或復女人斷緒無子。經三五年或復多年。或被禁呪或由厭禱。或因諸病或他所惱或遭毒藥。遇此惡緣遂無子息者。應取少許孔雀尾。安陳酥中箭之數沸。研令相得。投少石蜜量如棗許。呪二十七遍服之令盡。於後七日中日日常以石蜜和乳。每呪七遍飲之。女身清淨諸病皆差即便有娠。</p>
11	<p>mastakaśūle kākapakṣeṇa saptābhimantritena unmārjāyet svastho bhavati /</p> <p>若患頭痛者。應以烏羽呪之七遍。掃拂痛處即便永差。 * (原文では 12 の後に説かれる)</p>
12	<p>strīpradarādiṣu rogeṣu ālambuṣamūlaṃ kṣīreṇa saha peṣayitvā nīlikāmūlasamyuktam aṣṭaśatābhimantritam kṣīreṇāloḍya pāyayet /</p> <p>若有女人月水不息。應以阿藍部根或以藍根一握搗之。和乳熟煎呪一百八遍服之即差。 * (原文では 11 の前に説かれる)</p>
13	<p>evaṃ cāturthakaikāhikadvyāhikatriyāhikasātatanityajvaraviṣamajvarādiṣu pāyasaṃ ghṛtasamyuktam aṣṭaśatābhimantritam bhakṣāpayet / svastho bhavati /</p> <p>若人患瘧。或一日二日三日四日發者。或常熱病或暫時熱病。應以乳粥和酥呪一百八遍。食之即差。</p>
14	<p>evaṃ ḍākinīgrahagr̥hīteṣu ātmano mukham aṣṭaśatavārān abhimantraya nirīkṣayet / svastho bhavati /</p> <p>若人被他厭魅蠱毒所中。應作反緣心。呪自己面一百八遍。觀彼病人所患便差。</p>
15	<p>evaṃ mātaraḥālapūtanavetālakumāragrahādiṣu sarvāmānuṣaduṣṭadāruṇagr̥hīteṣu ātmano hastam aṣṭaśatābhimantritam kṛtvā gr̥hītakam mastake spr̥ṣet / svastho bhavati //</p> <p>若人被邪鬼羯吒布單那等諸鬼所著。或小兒諸病。但是一切非人所為共相惱者。應呪自手一百八遍。摩病人頭即衆病皆差。</p>
	<p>若人被蛇蠍所蜚或狂狗所傷。以氣急吹瘡上。呪之七七遍即差。</p>
	<p>若有人患癩病瘦病者。應洗浴潔淨於閑靜處。常誦此呪悉皆除愈。</p>
	<p>凡誦呪之人。常須遠離惡人不淨臭穢之處不近酒肉五辛。</p>
16	<p>ekajaptenātmarakṣā dvijaptena saḥāyarakṣā trījaptena gr̥harakṣā caturjaptena grāmarakṣā pañcājaptena yāmagocaragatarakṣā bhavati / evaṃ yāvat sahasrajaptena kaṭakacakrarakṣā kṛtā bhavati /</p> <p>若有一日常誦一遍。能護自身。若誦二遍能護同伴。若誦三遍能護一家。若誦四遍能護一村。若誦五遍能護一城。若誦百遍能護一國。若誦千遍能護四天下。</p>

ているということである。Ch (c) が「治病法説示分」と大きく異なる箇所は、表 1 中の 2 に対応する部分がない点、11 と 12 の順序が逆になって説かれている点、15 から 16 の間に梵本には存在しない部分がある点、以上の三点が大きな相違点としてあげられる。

しかし、それ以外では、治病法を説く順序やその内容について、ほぼ一致している。例えば、表中の 3、4、7 に「サインダヴァ塩 (saindhava)」という塩の固有名詞が見られるが、対応する Ch (c) では、「先陀婆鹽」という「サインダヴァ塩 (saindhava)」を指す音写語が示されている。同様に、根薬として表中の 5、9、12 に見られる「アータルシャカの根 (āṭaruṣakamūla)」「アシュヴァガンダの根 (aśvagandhamūla)」「アラムブシャの根 (ālambuṣamūla)」は、それぞれ対応する Ch (c) では、「阿吒留灑根」「阿説健陀根」「阿藍部根」とあり、各々の根薬に対応する音写語が示されている。このような薬として用いられるいくつかの固有名詞において、具体的な一致が確認できることは、「治病法説示分」と Ch (c) が非常に近い関係にあることを証左するものであろう。さらに「治病法説示分」と Ch (c) の全体を見通せば、上記の表中で引用した箇所以外においても両者の細かい一致が見られ、「治病法説示分」と Ch (c) が同一系統の類本に帰属できると考えられる。

3, *MMK* 第 9 章「治病法説示分」と宝思惟訳 Ch (b) の比較

「治病法説示分」と同一の系統に位置づけられる Ch (c) に対し、Ch (b) には「治病法説示分」には見られない別の特徴が確認できる。中でも、「治病法説示分」と Ch (b) の違いが顕著に見られるのが、以下の引用箇所である。

<宝思惟訳 Ch (b) >

復次善男子若有一切衆生。爲飛頭鬼所執。以手自摩其面。誦呪一百八遍作可畏相貌。便以左手作本生印。以大母指屈在掌中。用後四指押大母指上⁽¹⁾。急把拳。即自努目陰誦此呪。而看病者所患即除。若人患一切鬼病。以呪呪右手一百八遍。燒安息香熏之。左手作本生印⁽²⁾。右手磨病人頭患即除愈。若有怨敵及諸惡夢。種種怖畏身心不安。以七色緋⁽³⁾結呪索作蓮花形。或作輪形或作金剛杵形。呪之一百八遍。燒安息香熏之。於七日中繫自身項上。一切厄難悉皆消散。或以牛黄研之爲墨。於淨紙上或帛練上。畫作所怖者形。於其四邊作齒辰字圍之。

或作蓮花或作輪字。或作卍字螺魚金剛鉤寶瓶等圍之。呪之七遍所怖即除。諸善男子若欲經過師子虎狼毒蛇怨賊一切險難之處。當須淨其身心。不得近諸女人及喫一切五辛酒肉芸薹胡莖。於諸衆生起大悲想。至心誦呪呪之四十九遍。而諸怨惡自然退散。

上記の引用箇所は、「治病法説示分」と同様に治病法を説いているものの、「治病法説示分」の特徴であったアーユル・ヴェーダの影響は見受けられず、呪術的な治病法を説いている。例えば、下線部 (1) (2) では「本生印」という印契と思われるものが説かれており、印契を組み込んだ治病法が説かれている。「治病法説示分」にはこのような印契を用いた治病法が確認できないことから、本箇所は Ch (b) で説かれる治病法の特徴の一つとして重要視されるべきであろう。また下線部 (3) では、「七色緋」として結界するための資具が用いられており、諸難からの守護を説く Ch (b) の呪術的性格が際立って確認できる。このような「七色緋」と同様の紐を用いて結界することで治病や守護を行う儀軌は、『十一面神呪心経』や『不空羅索呪心経』などの変化観音系の初期密教経典にも見られる⁶⁾。

したがって、上記の引用箇所に注目すれば、Ch (b) には様々な障蔽からの守護を目的とする呪法が付加されており、「治病法説示分」とは明らかに異なる特徴が確認できる。ゆえに、Ch (b) は「治病法説示分」の類本として認められ得る範囲にあるものの、Ch (c) ほどの「治病法説示分」との一致は見られないことから、この二種の漢訳類本は、系統の異なる類本であると考えられる。現段階では、Ch (b) と Ch (c) のどちらがより初期の形態に近いのかという問題には言及できないが、Ch (b) と Ch (c) の漢訳年代が同時期であることを考慮すれば、7 世紀のインドには類似の治病法を説く経典が流布しており、アーユル・ヴェーダ的要素が強いものから呪術的要素が強いものまで、様々な形で保持されていたのではないだろうか。

4, *MMK* 第 9 章の成立に関する考察

前節までの考察を通じて、*MMK* 第 9 章の成立過程には以下のような可能性が考えられる。第一に、第 9 章を構成している「治病法説示分」と「成就法説示分」は、もともと互いに独立して成立していた可能性である。第二に、第 9 章「治病法説示分」に限定すれば、義浄がインドに滞在していた 673 年から 686 年⁷⁾ までには、すでに何らかの形で成立していた可能性で

ある。異なる類本の系統に位置づけられるとはいえ、Ch (b) も Ch (c) と同時期に漢訳され、同じく「治病法説示分」のみに対応していることから、おそらく「治病法説示分」に相当する経典の原型が6世紀末頃には成立しており、その後7世紀に入ると、原型をもとにしたいくつかの類似の経典が流布していたのではないだろうか。そして、義浄が、そのうちの「治病法説示分」と同系統にある Ch (c) の原梵本をインド滞在時に手にし、請来したと思われる。

一方、本経第4章から第13章がパタ (pata)⁸⁾ の作成法とそれをを用いた成就法を説く一つのセクションとしてとらえられる構成を考慮すれば、「成就法説示分」は、パタに関する成就法の集成として、ある程度まとまった儀軌の一部として成立していたことが考えられる。したがって、治病法とパタを用いた成就法という主眼の異なる二つの儀軌が、後代のある段階の梵文原典編纂者の手によって、組み合わせられたと考えられるのではないだろうか。しかし、拙稿 [2010b] で指摘したように、現存する本経の梵本・蔵訳・天息災訳 Ch (a) の第9章が、「治病法説示分」と「成就法説示分」の両方を有することから、その後は特に目立った付加や改変はなされず、現存のような三本に共通する第9章の形態を保持していたと思われる。

したがって、ここで注意を要するのは、第9章全体の編纂年代と、「治病法説示分」および「成就法説示分」の成立年代は必ずしも一致せず、第9章全体の編纂年代と各々の成立年代は峻別されるべきだという点である。義浄訳 Ch (c) の存在により、「治病法説示分」は、何らかの形で7世紀には成立していたと考えられる。一方、天息災訳 Ch (a) が、蔵訳および最も増広の重ねられたと考えられる現存の梵本第9章とほぼ一致することから、少なくとも10世紀には、現存するような形態で第9章は存在していたと考えられる。したがって、第9章の一部をなす「成就法説示分」もすでに成立していたことになる。ただし、あくまでこれは、「成就法説示分」が第9章の一部として編纂されていた一つの基準となる年代であり、「治病法説示分」と同様に、「成就法説示分」単独の成立が、10世紀以前に遡ることは十分考えられる。むしろ、他の初期密教経典において、同様のパタに関する儀軌⁹⁾ が見られることを考慮すれば、その成立を6～7世紀頃まで遡らせる方が妥当だと思われる。

本稿では、ひとまず、MMK第9章「治病法説示分」は、何らかの形で7世紀にはすでに成立しており、その後、梵文原典編纂者の手によって「成就法説示分」と

組み合わせられ、遅くとも10世紀には、現存のようなMMK第9章の形態になっていたという点を指摘するまでに留めておくこととしたい。

5, MMK第9章「治病法説示分」成立の背景について

拙稿 [2010a] において、「治病法説示分」の成立には、アーユル・ヴェーダの有識者が深く関係していたことを指摘したが、密教経典の中で説かれるほとんどの治病法は、アーユル・ヴェーダの影響を受けた医学的な要素よりも呪術的な要素を強く有する治病法である。こうした事情を考慮すれば、「治病法説示分」は、アーユル・ヴェーダの医学的知識と真言持誦という密教儀礼を融合させた治病法を説く特異な密教経典であるといえる。

そこで以下では、成立年代の下限を7世紀として設定できた第9章「治病法説示分」に論点を限定し、当時の密教者たちの様相を探ることによって、「治病法説示分」で説かれる治病法の原理を担うアーユル・ヴェーダの知識および真言持誦という密教儀礼の二つの側面が、いかにして取り入れられたのかという背景について考察してみたい。

そこでまず注目したのが義浄撰『南海寄帰内法伝』(以下『内法伝』) である。『内法伝』は周知の通り、7世紀後半のインド仏教の実状を知る上で貴重な情報を提供してくれる資料である。以下で引用する記述は、岩本 [1973] においてすでに言及されているが、アーユル・ヴェーダと仏典の関係を模索する上で重要な箇所であることから、本稿でも取り上げることとする。

<義浄撰『南海寄帰内法伝』>

然西方五明論中。其醫明曰。先當察聲色。然後行八醫。如不解斯妙。求順反成違。言八醫者。一論所有諸瘡。二論針刺首疾。三論身患。四論鬼瘴。五論惡揭陀藥。六論童子病。七論長年方。八論足身力。言瘡事兼内外。首疾但目在頭。齊咽已下名爲身患。鬼瘴謂是邪魅。惡揭陀遍治諸毒。童子始從胎內至年十六。長年則延身久存。足力乃身體強健。斯之八術先爲八部。近日有人略爲一夾。五天之地咸悉遵修¹⁰⁾。

義浄は、『内法伝』中の三章にわたって医明を紹介し、当時の仏教教団で行われていた医療行為の実態やいわゆる健康法を報告している¹¹⁾。中でも注目すべきは下線部で示した箇所であり、ここでは医明の治病法が、

八科に整理されていたことを報告している。この八科の分科法が、アーユル・ヴェーダの二大聖典と称される *Carakasamhitā* (以下 CS) および *Suśrutasaṃhitā* (以下 SS) の記述と合致していること¹²⁾ をふまえば、上記の義浄の記述は正確にアーユル・ヴェーダの八科を伝えていたことがわかる。

また同じく義浄訳『金光明最勝王経』(T.665)にも、アーユル・ヴェーダの八科を説く偈文が見られる。一連の『金光明経』には、梵本の他に蔵訳三本と漢訳三本が現存し、いずれも異なった増広段階を示している。そこで、翻訳年代が明確な『金光明経』(T.663)、『合部金光明経』(T.664)、『金光明最勝王経』の三種の漢訳のみに絞り、それら三本の「徐病品」に注目すると、最も増広発展の進んだ『金光明最勝王経』では、アーユル・ヴェーダの影響を受けたと考えられる偈文の分量が、ほかの二本の漢訳に比べて著しく増広されていることがわかる。さらに、その偈文の中には、以下のように『内法伝』と同様の八科に関する記述が見られる。

<義浄訳『金光明最勝王経』「徐病品」>

復應知八術 總攝諸醫方 於此若明閑 可療衆生病
謂針刺傷破 身疾并鬼神 惡毒及孩童 延年增氣力¹³⁾

ここで引用した記述は、三種の漢訳類本の中で、義浄訳『金光明最勝王経』のみに確認できる記述である。『金光明経』は曇無讖(385-433)によって412～421年に漢訳され、『合部金光明経』は、既存の『金光明経』に対して、主に真諦(499-569)による漢訳と闍那崛多(523-600)による漢訳における新たな諸品を補い、寶貴らによって597年に完成された合糅訳であり、最も増広された形を有する『金光明最勝王経』は、義浄(635-713)によって703年に漢訳されている¹⁴⁾。したがって、漢訳に限定した場合、義浄訳『金光明最勝王経』の底本となった梵本が成立するまでの約100年程度の間に、アーユル・ヴェーダの八科の記述を含めた偈文の増広がなされたと考えられる。換言すれば、義浄がインドに滞在していた7世紀には、アーユル・ヴェーダの治病学が、経典に反映されるほど仏教側にも流入していたといえるのではないだろうか。

先行研究によれば¹⁵⁾、CSおよびSSは、3～5世紀頃には現存する形で成立していたようであり、義浄がインドに滞在していた7世紀後半は、すでにアーユル・ヴェーダの知識が広まっていたと思われる¹⁶⁾。それを証左するように、『内法伝』および『金光明最勝王経』

にはアーユル・ヴェーダの八科と一致する記述が確認できるので、7世紀当時の仏教者たちは、アーユル・ヴェーダの知識を受容していたと考えられる。したがって、「治病法説示分」を取り巻く密教者たちも、アーユル・ヴェーダの影響を受けていたと考えるのが妥当であろう。ゆえに、このような背景が、「治病法説示分」の成立における一つの要因としてあげられるのではないだろうか。

一方、「治病法説示分」の治病法において、もう一つの重要な役割を担う真言持誦という密教儀礼について、以下のダルマキールティ著作の記述を通じて考察したい。ダルマキールティの活躍年代は、近年の研究成果によって7世紀中葉とされている¹⁷⁾。また『内法伝』の中で、義浄がインドに滞在していた7世紀後半当時を基準として、近代に活躍した学匠の一人に「法称」の名前をあげていることから¹⁸⁾、ダルマキールティが言及する密教儀礼の記述は、上記で引用した『内法伝』に見られる記述とほぼ同時代の史料としての価値を有すると考えてさしつかえないだろう。生井[1993]では、ダルマキールティの著作に散見される密教儀礼への言及を詳細に分析されており、本稿で扱う問題に対しても大いに参考にすべき記述が取り上げられている。そこで本稿においても、ダルマキールティの著作 *Pramāṇavārttika* 第1章に対する自らの註釈(Svavṛtti)の一部を取り上げて一考を加えてみたい。

< *Pramāṇavārttikasvavṛtti* >

さらにまた、マントラは、ある別の名前のものであるわけでは決してない。それならば、[マントラとは]何か。真実と苦行の威力を有する者たちの、望んだ目的を成就する言葉である。今日でも、そのような[マントラ]が、人間において、まさに見られるのである。各々、真実の加持力の故に、毒や熱などを抑制することが見られるから。また、シャバラ族のある者たちは、今日でもマントラを作るから。また、ヴェーダに属さない仏教徒などのマントラとその儀軌が見られるから。そして、それらは人間によって作られたものであるからである¹⁹⁾。

…(中略)…

仏教徒のもの(マントラ)にも、[解]毒などの作用をなすことが見られる。その場合、マントラではないことも否定される。音節のない印契、マンダラ、禪定によっても、作用がなされるのである²⁰⁾。
上記の引用箇所前半より、真実の加持力によって、

人為的なマントラが効力を発揮し、解毒や解熱などの効果をもたらすことを、ダルマキールティ自身が目の当たりになっていた様子がかがえる。さらに、そのようなマントラを制作していたシャバラ族 (śabara) について言及している。シャバラ族とは、インド中部からデカン地方の山地に住む先住民族であり、非アーリア系に属す種族とされる。佐久間 [2002] によれば、仏教はヒンドゥー正統派に属さない下部組織に置かれていたシャバラ族のイメージを取り込み、病魔や災厄をもたらす鬼霊などを調伏するパルナシャバリーとして昇華させて、非アーリア系種族を仏教の勢力下に包含しようとした意図があったとしている²¹⁾。このような説に依拠するならば、シャバラ族はマントラを持誦する呪術的な治病法を実践していた種族であったと推測できよう。

また引用箇所後半では、仏教徒の真言（ここでは仏教が用いる mantra を真言と表記することにして、一応の区別をしておく）によっても解毒の効果が見られると述べている。呪術的な治病行為を行っていた仏教者がいたことは、多くの先行研究²²⁾ が指摘していることであるが、ダルマキールティの記述からも、7世紀頃の仏教者たちの中には、真言を持誦することによってある種の治病行為に携わっていた者がいたことがわかる。

さらに、ダルマキールティよりも活躍年代が約半世紀程度下るとされるシャーンティデーヴァ²³⁾ の著作 *Bodhicaryāvatāra* 第9章第37偈においても、gāruḍika と称される者の呪法が解毒をもたらしたという主旨の記述が見られる²⁴⁾。gāruḍika は garuḍa から派生した語であるが、garuḍa はヴィシュヌの乗り物の聖鳥として知られ、『マハーバーラタ』では、garuḍa がナーガ（蛇）を打ち負かす話を描いている。第37偈では、gāruḍika が成就法を行った柱は、gāruḍika の死後も解毒の効果を有していたと読み取れることから、gāruḍika と称される者たちは、蛇の扱いに従事しており、蛇の毒を呪法によって解毒する者たちであったと考えられる。

ゆえに、上記の二例に見られるような種族や集団が存在していたことを考慮すれば、7世紀頃のインドでは、アーユル・ヴェーダの医学的知識に基づく治病法とは対照的に、呪術的な治病行為を行っていた集団が存在していたことは想像に難くない。こうした集団が、密教化の進む仏教に対して少なからず影響を与え、密教経典に散見されるような呪術的な治病法を説く儀軌が作成される一つの要因となったのではないだろう

か。階級制度が厳格に保持される当時のインドの社会的背景を考えれば、アーユル・ヴェーダのような正統医学に基づく医療行為を受けられる人々はごく限られていたはずであり、呪術的な治病法が、下層階級や階級にすら属さない種族にとって重要な役割を担っていたに違いない。以上のような社会的背景も、「治病法説示分」の成立背景を考察する上で重要な視点であると思われる。

6, 結語

MMK 第9章の成立に関する考察は、以下のように整理することができる。まず、第9章前半部分の「治病法説示分」は、7世紀までに何らかの形ですでに成立しており、元来は「成就法説示分」と別々に成立していた。しかし、後代の梵文原典編纂者の手によって、両者が組み合わされ、少なくとも10世紀には、現存のような「治病法説示分」と「成就法説示分」を有する形態でMMK 第9章が編纂されていたと考えられる。

また本稿では、「治病法説示分」が7世紀には成立していたことを前提として、その成立背景に関する考察を試みた。「治病法説示分」の初期形態を知り得ていた義浄の関連典籍を通じて、7世紀には、アーユル・ヴェーダの知識が仏教者たちに広く取り入れられていたことを確認できた。さらに、義浄のインド滞在時前後に活躍していたダルマキールティ、シャーンティデーヴァの著作を通じて、呪術的な治病法を実践する集団が存在していたことも確認できた。

このような背景を考慮すれば、「治病法説示分」を取り巻く密教者たちは、すでに流入していたアーユル・ヴェーダの知識を受容し、日常生活を営む中で活用される知識から、病氣平癒という現世利益を成就する密教経典として昇華させたと考えられる。周知のとおり、7世紀のインド仏教は密教隆盛期への過渡期に当たることから、アーユル・ヴェーダの知識を取り入れることによって、新たな密教経典が要請されていたことは容易に想像できる。また一方では、下層階級や非アーリア系の種族にとって、より身近であった呪術的な治病法を意図的に取り入れ、それらを仏教経典に改作することで、広く大衆を仏教へと誘引しようとしていた狙いもあったのではないだろうか。多くの密教経典がヒンドゥー教に影響されているように、「治病法説示分」も成立当時急速に勢いを増していたヒンドゥー教の存在を強く意識して制作された経典の一つであったと思われる。

ゆえに、「治病法説示分」の成立背景には、アーユル・ヴェェダに裏付けられる医学的根拠を前提とし、そこに真言持誦という密教儀礼を融合させることで、合理的かつヒンドゥー文化に内在する呪術性に呼応した新たな治病法を説く密教経典を制作しようとした意図を指摘できるのではないだろうか。

[基本テキスト]

<梵文テキスト>

Gaṇ: *Āryamañjuśrīmūlakalpa*, skt. ed. by T.Gaṇapati Śāstrī, Trivandrum, Reprint, 1992.

(originally published 1920-1925)

Vai: *Āryamañjuśrīmūlakalpa, Mahāyānasūtrasaṃgraha II*, P.L.Vaidya's revised reprint of Gaṇ, 1964.

<蔵訳>

Tib: *'phags pa 'jam dpal gyi rtsa ba'i rgyud*, Śākya blo gros, Kumārakalaśa 訳 (11 世紀中葉)

D デルゲ版 東北目録 No.543

(台北版 No.540, vol.18)

P 北京版 大谷目録 No.162, vol.6

<漢訳>

Ch (a): 『大方広菩薩蔵文殊師利根本儀軌経』

天息災訳 (986) T.1191 大正蔵 vol.20

<MMK 第9章 漢訳類本>

Ch (b): 『大方広菩薩蔵経中文殊師利根本一字陀羅尼経』

宝思惟訳 (702) T.1181 大正蔵 vol.20

Ch (c): 『曼殊師利菩薩呪蔵中一字呪王経』

義浄訳 (703) T.1182 大正蔵 vol.20

参考文献

Marcelle Lalou [1930]: *Iconographie des étoffes peintes (paṭa) dans le Mañjuśrīmūlakalpa*, Paris.

P.V.Sharma [1991]: *History of Medicine in India*, Indian National Science Academy, New Delhi.

岩本裕 [1973]: 「インド医学序説」『アーユルヴェェダ研究』第3号附録 pp.151-230

[1975]: 「パルナ=シャバリー陀羅尼」『密教経典』読売新聞社 pp.197-204

大塚恵俊 [2010a]: 「*Mañjuśrīmūlakalpa* 第9章における呪術的治病法について —アーユル・ヴェェダの観点から—」『豊山教学大会紀要』vol.38 掲載予定

[2010b]: 「*Mañjuśrīmūlakalpa* 第9章の成立に関する一考察 —義浄の関連典籍を通じた視点から—」『印度学仏教学研究』vol.59 掲載予定

大前太 [1989]: 「ダルマキールティの聖典観—『プラマーナ・ヴァールティカ』第1章および自註の和訳(3)—」『哲学年報』vol.48, pp.53-74

加藤栄司 [1989]: 「唐翻経三蔵義浄法師伝(1)」『東方』vol.5, pp.100-110

[1990]: 「唐翻経三蔵義浄法師伝(2)」『東方』vol.6 pp.45-56

[1991]: 「唐翻経三蔵義浄法師伝(3)」『東方』vol.7 pp.73-85

[1992]: 「義浄の仏蹟巡拝」『東方』vol.8 pp.131-142

[1993]: 「義浄の僧伽苾芻生活」『東方』vol.9 pp.139-156

[1994]: 「義浄の僧伽苾芻生活(午後から夜まで)」『東方』vol.10 pp.230-242

[1995]: 「義浄の帰国」『東方』vol.11 pp.28-40

金倉圓照 [1965]: 『悟りへの道』平楽寺書店

木村秀明 [2001]: 「『不空絹索神変真言経』「パタ造立儀則品」に説かれる補陀落山図」『豊山学報』vol.44, pp.255-288

佐久間留理子 [2002]: 「葉衣観自在の図像」『日本仏教学会年報』vol.68, pp.157-170

定金計次 [1994]: 「インド仏教絵画の展開 —壁画の変転と礼拝画の成立—」『仏教芸術』214, pp.75-131

[2003]: 「インド仏教と絵画 —壁画・布絵・板絵、そしてミトゥナの行方—

『仏教の歴史的・地域的展開—仏教学会五十周年記念論集—』法蔵館, pp.33-57

田中公明 [2010]: 『インドにおける曼荼羅の成立と展開』春秋社

飛鷹全隆 [1967]: 「パルナシャバリーについて」『印度学仏教学研究』vol.15-2, pp.225-228

中川和也 [1989]: 「大乘涅槃経とアーユル・ヴェェダ —仏性説等にもみられる治病論的記述—」『佛教学』vol.26, pp.21-48

生井智紹 [1993]: 「Dharmakīrti: Svavṛtti ad Pramāṇavārttika I 308 —Dharmakīrtiの言及する密教儀礼について—」『密教学研究』vol.25, pp.1-27

奈良康明 [1973]: 「古代インド仏教における治病行為の意味—<世間><出世間>両レベルの關係を中心に—」『中村元博士還暦記念論集』春秋社 pp.237-254

藤谷厚生 [2004]: 「金光明経の教学史的展開について」『四天王寺国際仏教大会紀要』(平成16年度)

pp.1-28

堀内寛仁 [1996]:「文殊儀軌経の梗概 一主として経の説相について」『金剛頂経形成の研究 下』法蔵館 pp.3-82, (ただし、本書は『密教文化』7～10 (1949～1950) の再録)

前田崇 [1972]:「密教形成についての一考察 — Āryamañjuśrīmūlakalpa における真言 Mantra を中心として —」『東北印度学宗教学会論集』vol.3, pp.51-74

松長有慶 [1966]:「Mañjuśrīmūlakalpa の成立年代について」『金倉博士古希記念論集』平楽寺書店 pp.407-421

矢野道雄 [1988]:『科学の名著 1 インド医学概論 チャラカサンヒター』朝日出版

壬生台舜 [1987]:『金光明経 仏典講座 13』大蔵出版
宮林昭彦・加藤栄司 [2004]:『南海寄帰内法伝 — 七世紀インド仏教僧伽の日常生活 —』法蔵館

若原雄昭 [1988]:「マントラの効果と全知者 — Pramāṇavārttikasvavṛtti 研究 (1) (vv.292-311) —」『仏教史学研究』vol.31-1, pp1-30

註

- 1) Vai は Gaṇ に若干の校訂を加えた再版本であるから、実際には、MMK 第9章の梵本は一種である。
- 2) MMK 第9章は、教説内容をもとに二つに区分することが可能である。すなわち前半部分では、真言の持誦と薬の服用を伴った種々の病症に対する治病法が説かれているために「治病法説示分」とし、後半部分では、パタ (paṭa) を用いた成就法が説かれているために「成就法説示分」と区分することができる。詳細は拙稿 [2010a]・[2010b] を参照されたい。
- 3) 詳細は拙稿 [2010a] を参照されたい。
- 4) 上段: Gaṇ p.81 l.21 ~ p.83 l.1, Vai p.57 l.16 ~ p.58 l.11
本稿で使用した梵文テキストは多くの問題を有するテキストであり、基本的には Gaṇ と Vai を対照させて、明らかな連声などの誤り等には、必要に応じて校訂を加えた形で提示した。
下段: Ch (c) p.781b¹⁹ ~ p.782a¹⁰
ただし、Ch (c) を梵本と対応させて整理したために一部改変した。
- 5) Vai : *garāḍipramattam Tib : dug la sogs pa byin pa
- 6) 『十一面神呪心経』 T.1071, vol.20, p.153c, 『不空罽索呪心経』 T.1095, vol.20, p.408b-c

7) 加藤 [1989] ~ [1995]、宮林・加藤 [2004] を参照

8) 本経第4章から第13章までの構成や概要については、堀内 [1996] pp.8-9, pp.30-45 を参照した。また、MMK 所説のパタに関する研究は、Lalou [1930]、田中 [2010] pp.31-48 を参照した。さらに、インド仏教美術の見地からのパタの研究として、定金 [1994]・[2003] を参照した。

9) 例えば、菩提流志訳 (709) 『不空罽索神変真言経』 (T.1092) の「清浄無垢蓮華王品第十一」 (vol.20, p.268c ~ p.269c) には、MMK と原語を同じくするパタ (paṭa) の作画法および作成法が説かれており、パタを供養することによって得られる功德が説かれている。詳細は木村 [2001] を参照されたい。また『不空罽索神変真言経』には、多くの類本が現存しており、一連の類本の初期形態を有するとされる闍那崛多訳 (587) 『不空罽索呪経』 (T.1093) においても、本稿で取り上げているパタと同機能を有すると考えられる画像の作画法とそれに関連する儀軌が、簡素ながら説かれている (vol.20, p.401c²⁷ ~ p.402a²⁵)。

10) T.2125, vol.54, p.223b-c

11) T.2125, vol.54, pp.223b-225b. 宮林・加藤 [2004] pp.275-303 参照。

12) < Carakasamhitā, 1-sūtrasthāna. 30. 28. >
tasyāyurvedasyāṅgāny aṣṭau tadyathā kāyacikitsā, śālākyaṃ, śalyāpahartṛkaṃ, viṣagaravairodhikaprasāmanam.bhūṭavidyā, kaumārabhrīyakam, rasāyanam vājikaranam iti //

(The Carakasamhitā by Agniveśa, edited by Vaidya Jādavaji Trikamji Āchārya, Reprint 1984.)

< Suśrutasaṃhitā, 1-sūtrasthāna.1.7. >

tadyathā śalyam, śālākyaṃ, kāyacikitsā, bhūṭavidyā, kaumārabhrīyam, agadatantram, rasāyanatantram, vājikaraṇatantram iti //

(Suśrutasaṃhitā With English translation of text and Dalhana's commentary along with critical notes, vol.1, P.V.Sharma, Reprint 2004.)

なお、中川 [1989] の註 12 において、上記の引用箇所といくつかの仏典中に見られるアーユル・ヴェーダの八科の対応関係が整理されており、本稿で取り上げた『内法伝』と『金光明最勝王経』の八科の記述も取り上げられている。

13) 『金光明最勝王経』 T.665, vol.16, p.447c-p.448c

14) 壬生 [1987] p.9, 藤谷 [2004] pp.1-4 などを参照。

- 15) 本稿では主に、矢野 [1988] の冒頭部分の「解説」、Sharma [1991] pp.177-204 を参照した。
- 16) 中川 [1989] では、『大般涅槃経』がアーユル・ヴェーダの影響を強く受けていたことが論じられている。他にも仏典とアーユル・ヴェーダの関係を扱う主な研究として、中田 [1987] がある。
- 17) 『梵語仏典の研究 論書篇』平楽寺書店 1990. pp.418-445 参照。また生井 [1993] において、ダルマキールティが言及する密教儀礼を密教史の観点から考察することで、ダルマキールティの年代が論じられている。
- 18) T.2125, vol.54, p.229b¹⁶
- 19) R.Gnoli, *The Pramāṇavārttikam of Dharmakīrti, the First Chapter with the Autocommentary*, Serie Orientale Roma XXIII, Roma, 1960. p.123 l.15-21
 api ca/ na mantra nāmānyad eva kiṃcit / kiṃ tarhi /
 satyatapaḥprabhāvavatāṃ samīhitārthasādhanam
 vacanam / tad adyatve 'pi puruṣeṣu dṛśyata eva /
 yathāsvaṃsatyādhiṣṭhānabalād viśadahanādi-
 stambhanadarśanāt / śabarāṇāṃ ca keṣāṃcid adyāpi
 mantrakaraṇāt / avaidikānāṃ ca bauddhādīnāṃ
 mantrakalpānāṃ darśanāt / teṣāṃ ca puruṣakṛteḥ /
 なお、註 19・20 の引用箇所は、若原 [1988]、大前 [1989]、生井 [1993] によって、註釈書の内容を加味した詳細な和訳研究がなされている。詳しくはこちらを参照されたい。
- 20) R.Gnoli 前掲書 p.123 l.28-p.124 l.2
 viśakarmādikṛto bauddhā api dṛśyante / tatrāmantratvam
 api vipratīśiddham / mudrāmaṇḍaladhyānair apy
 anakṣaraiḥ karmāṇi kriyante /
- 21) シャバラに関する論考は、飛鷹 [1967]、岩本 [1975] なども参照。
- 22) 例えば、古来インド人が慣習的に用いていたパリツタ呪などの呪文が仏教の中に取り入れられ、病氣平癒などの現世利益を説く密教経典として作成されていった過程は、多くの先行研究において言及されており、枚挙にいとまがない。その中でも本稿では、特に奈良 [1973] を参考にした。奈良 [1973] では、幅広い仏教文献の資料をもとに、出世間的な高次レベルの目標達成のための実践行とは機能を異にし、世間的なレベルの中に影を潜めていた呪術的な治病法がゆっくりと表層化していき、密教経典の一端を担う重要な位置を占めるようになったと指摘されている。
- 23) 『梵語仏典の研究 論書篇』平楽寺書店 1990. pp.250-269 参照。
- 24) P.L.Vaidya, *Bodhicaryāvatāra of Śāntideva with the Commentary Pañjikā of Prajñākaramati*, Buddhist Sanskrit Texts No.12, Darbhanga, 1960. p.200.
 yathā gārdīkaḥ stambhaṃ sādhayitvā vinaśyati / sa
 tasmimś ciranaṣṭe 'pi viśādīm upaśāmayet // 37 //
 bodhicaryānurūpyeṇa jinastambho 'pi sādhitāḥ / karoti
 sarvakāryāṇi bodhisattve 'pi nirvṛte // 38 //